

国海安第 108 号
平成 18 年 11 月 13 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等
の一部改正について

標記について、下記の省令が平成 18 年 11 月 8 日付で公布されたところ、その概要と併せ送付しますので、関係各位に周知方よろしくお取り計らい願います。

記

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(平成 18 年国土交通省令第 105 号)

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」について

平成 18 年 11 月
海事局安全基準課

1. 背景

海洋環境等の保全に対する国際的な意識の高まり及び科学的知見の進展等を背景として、平成 17 年 7 月、IMO（国際海事機関）は、MEPC 53（海洋環境保護委員会第 53 回会合）において、船舶による大気汚染の防止のための規制強化を内容としたマルポール条約附属書 を改正する決議を採択した。同改正は本年 11 月 22 日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

このため、当該改正内容を担保する必要があること、また、同改正を受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年生令第 201 号）以下「海防法施行令」という。）が改正されることから、これに併せて各関係省令が改正される。このうち、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）の改正部分について周知を行う。

2. 改正の概要

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正

- イ 国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止証書について、附属書の改正を受け、指定の様式に変更する。
- ロ 施行日前に交付された証書については、施行日以後も引き続き有効とする経過措置を設ける。

3. スケジュール

公 布 : 平成 18 年 11 月 8 日
施行期日 : 平成 18 年 11 月 22 日